

社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会会員規程

(総 則)

第1条 この規程は、社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会(以下本会という。)定款第23条に規定する会員について、必要な事項を定めるものとする。

(会 員)

第2条 本会の会員は、知的障害本人及びその家族等とし、次のとおりとする。

- (1) 支部会員
支部及び各機関に所属し加入している者。
- (2) 個人会員
支部会員以外の個人(知的障害者本人を含む)で、本会の目的に賛同し入会した者。
- (3) 団体会員
上記(1)(2)以外で、本会の目的に賛同し入会した法人又は団体
- (4) 賛助会員
本会の目的に賛同し、事業を賛助するため入会した個人及び法人又は団体。
- (5) 特別会員
本会の目的に賛同し、事業を賛助するため特別な助成を行なった者。

(入 会)

第3条 本会の会員になろうとする者は、自由に加入できる。但し、入会申込書を理事長に提出しなければならない。

(会 費)

第4条 会費は、次のとおりとする。

- (1) 支部会員は支部を構成し、これに所属する会員1名当たりの会費は、月額200円とし、本部に納入する。
- (2) 個人会費は、年額10,000円とする。
- (3) 団体会員は、年額50,000円とする。
- (4) 賛助会費は、個人の場合は、年額(一口)2,000円、団体の場合は、年額(一口)10,000円とし、口数は、一口以上自由である。
- (5) 特別会費は、300,000円以上とする。
- (6) 特別な事情のある支都会員については、理事会の承認を得て会費を、免除する事ができる。

(退 会)

第5条 本会を退会しようとする者は、自由に退会できる。

但し、退会届をあらかじめ書面で、理事長に提出しなければならない。

- 2 会員が死亡又は解散したときは、退会したものとする。
- 3 会員の退会に際して、既納の会費は返還しない。

(支 部)

第6条 支部とは、知的障害児者本人とその家族、関係者で、大阪市・大阪府下各市・町・村及び各機関(学校・施設・作業所等)を単位として組織されているものをいう。なお、関係者には、知的障害児者本人とその家族を支援する本会職員も含むものとする。

- 2 支部を組織するときは、会費5名以上を原則とする。
但し、理事会の承認ある場合はこの限りでない。
- 3 支部は、原則として「育成会」又は「手をつなぐ親の会」を称するものとする。
但し、特別な事情のある場合は、この限りでない。
- 4 支部は、本会に帰属し、本会事業の円滑な運営に協力するものとする。

(委 任)

第7条 この規程に定めるものの他、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、大阪府知事の認可があった日から施行する。

(平成9年1月6日大阪府指令福指第9-105号)

附 則 この改正は、平成11年10月1日から施行する

附 則 この改正は、平成14年4月1日から施行する

附 則 この改正は、平成18年4月1日から施行する

附 則 この改正は、平成20年11月1日から施行する

附 則 この改正は、令和2年5月27日から施行する